

第8期計画の体系

第8期（令和3年度～5年度）計画では、以下の体系に記載した内容を進めていきます。

基本方針	基本施策	取り組み内容
基本方針1 みんなで支え合う基盤づくり	1 地域と町がともに 見守る地域ケアの 推進	(1)地域包括支援センターの機能強化 (2)地域ケア会議の充実 (3)相談体制の強化
	2 地域医療と介護の 連携強化	(1)在宅医療体制の充実 (2)医療職と介護職の連携強化 (3)その他関係機関等との連携強化
	3 住民参加による 地域活動の促進	(1)住民参加による見守りの充実 (2)資源開発及び地域づくりの担い手の育成 (3)ボランティア活動の推進
基本方針2 社会参加による 健康寿命の延伸	1 高齢者が自分らしく 活躍できる地域づくり	(1)高齢者の生きがいづくり (2)高齢者の雇用・就労への支援
	2 高齢者の健康づくり、 介護予防の推進と 重度化防止	(1)主体的なフレイル予防の推進 (2)一般介護予防事業の充実 (3)介護予防・生活支援サービス事業の充実 (4)地域支援事業の充実 (5)介護予防効果を高めるための取り組みの充実
基本方針3 誰もが安心して 暮らせる まちづくり	1 認知症支援策の充実	(1)認知症高齢者本人とその家族への支援の充実 (2)認知症支援に関する啓発の充実 (3)認知症の早期発見・早期対応の充実
	2 権利擁護の推進	(1)権利擁護への取り組みの充実 (2)高齢者虐待防止対策の推進
	3 安心して暮らせる 支援の強化	(1)介護家族支援と見守り体制の強化 (2)防災・防犯体制の推進 (3)交通安全対策の推進
	4 高齢者の暮らしへの 支援	(1)高齢者福祉サービスの充実
基本方針4 介護保険制度の 運営体制の強化	1 介護保険サービスの 充実	(1)居宅介護サービスの充実 (2)地域密着型サービスの提供 (3)施設サービスの提供 (4)高齢者向け住まいの設置状況の把握
	2 保険者機能の強化	(1)計画に基づくマネジメント機能の強化 (2)介護給付の適正化 (3)介護事業所等への支援 (4)福祉・介護人材の確保等の推進

第8期の介護保険料

第8期（令和3年度～5年度）の第1号被保険者保険料は、所得段階に応じて下表の9段階に分け、保険料基準額に対する割合を設定しています。

保険料基準額は、月額で5,500円、年額で66,000円です。

所得段階別の保険料の設定

所得段階	対象者要件	基準額に対する割合	保険料額
第1段階	世帯全員が 住民税非課税	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	19,800円 (月額1,650円)
第2段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下	26,400円 (月額2,200円)
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	46,200円 (月額3,850円)
第4段階	住民税が課税されている世帯員がいるが本人は住民税非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	59,400円 (月額4,950円)
第5段階【基準額】		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	66,000円 (月額5,500円)
第6段階		前年の合計所得金額が120万円未満	79,200円 (月額6,600円)
第7段階	本人が住民税課税	前年の合計所得金額が120万円以上で210万円未満	85,800円 (月額7,150円)
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上で320万円未満	99,000円 (月額8,250円)
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上	112,200円 (月額9,350円)

